

# IFRS リージョナル・ポリシー・フォーラム報告

せきぐち ともかず  
専門研究員 関口 智和

## 1 はじめに

2012年3月26日、27日、マレーシア（クアラルンプール）において、第6回IFRSリージョナル・ポリシー・フォーラムが開催された。今回の会合は、「収斂とその後、変化への道筋」がテーマとされ、アジア・オセアニア地域の19か国の会計基準設定主体や規制当局のほか、ブラジル、カナダ、南アフリカ、大手会計事務所、証券監督者国際機構（IOSCO）、金融安定化理事会（FSB）、国際会計士連盟（IFAC）、国際会計基準審議会（IASB）<sup>1</sup>、国際財務報告基準財団（IFRS財団）<sup>2</sup>、国際財務報告基準諮問会議（IFRS諮問会議）<sup>3</sup>からの代表者の約140名が参加して議論がされた。

日本からは、富士通（株）湯浅IFRS推進室長（IFRS解釈指針委員会委員）、金融庁園田総務企画局企業開示課課長補佐（IOSCOより出席）、企業会計基準委員会（ASBJ）西川委員長、加藤副委員長、筆者が参加した。会合にお

いて議論された主な内容は、次のとおりである。

## 2 基調講演等

冒頭、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）Kevin Stevenson 議長（豪州会計基準委員会委員長）、マレーシア証券取引委員会 Tan Sri Zarinah Anwar 委員長（IOSCO新興市場国委員会副議長）より、歓迎の挨拶、基調講演が行われた。Stevenson 議長からは、AOSSGが開発途上国を支援するためのセンター（IFRS Center of Excellence）を設置する構想について検討している旨が披露された。

また、IFRS財団 Lucy トラスティーから、戦略やガバナンスの見直しをはじめとするIFRS財団の取組みについて説明がされた他、IASB Mackintosh 副議長他から、IASBによる取組みの概要について説明された。その後、次のような点について参加者との間で質疑応答が

1 IASBからは、Hans Hoogervorst 議長、Ian Mackintosh 副議長、PK 理事、Wei-Guo Zhang 理事、鷲地隆継 理事、Wayne Upton 国際担当ディレクター（IFRS解釈指針委員会議長）、Alan Teixeira シニア・テクニカルディレクター、Sue Lloyd シニア・テクニカルディレクターが参加。

2 IFRS財団からは、Jeffrey Lucy トラスティー、Michael Wells 教育担当ディレクター、Oliver Servais XBRL担当ディレクターが参加。

3 IFRS諮問会議からは、Charles Macek 副議長が参加。

行われた。

- IFRSの適時な解釈を可能にするメカニズムの必要性
- 統合報告に関するIASBの取組み
- IASBによる基準適用後レビューの対象
- 公的部門の会計基準に対するIASBの取組み  
これに加えて、豪州会計基準委員会スタッフより、会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)で検討されている各国基準設定主体が備えるべき質的特質について説明がされるとともに、参加者との間で意見交換がされた。

### 3 パネル1「IFRSに関する国際的な規制当局の取組み」

司会：IASB PK 理事

パネリスト：IOSCO（金融庁 園田課長補佐）、FSB（Gerald Edwards シニア・アドバイザー）、オーストラリア財務報告評議会（Lynn Wood 議長）

IFRSに関する国際的な規制当局の取組みについて、パネル・ディスカッションが行われた。参加者からは、特に、IOSCOが開発・保有しているIFRSに基づく財務諸表についての執行案件を集約したデータベースの内容に対して強い関心が寄せられた。また、FSB Edwards氏から、G20からの要請に基づき、リスク開示の関係を含め、会計・監査制度の向上に向けた取組みを行っているという説明がされた。

### 4 パネル2「IFRSの統合的な適用と執行」

司会：IASB 鶯地理事

パネリスト：IFRS 解釈指針委員会（Wayne Upton 議長）、中国証券規制当局委員会（CSRC：Wenqin Jia 主任会計官）、E&Y（Leo

van der Tas グローバル IFRS テクニカルディレクター）、PwC（John Hitchins グローバル会計コンサルティングサービスリーダー）

IFRSの統合的な適用及び執行に向けた措置について、パネル・ディスカッションが行われた。特に、IFRS 解釈指針委員会 Upton 議長からは、次のようなコメントがされた。

- IFRS 解釈指針委員会では、これまで解釈指針の公表と年次改善の支援が主な成果物であったが、今後は他のツール（具体例、教育文書の提供等）を用いて多様なニーズに応じていきたい。このような措置は、原則主義の考え方と反するとの指摘もあるが、現時点では、IFRSのガイダンスは十分でないという見解が大勢であり、ガイダンスを作成することの便益がコストを上回るものと考えている。
- IFRS 解釈指針委員会では、アジェンダを取り上げない場合、その理由や見解をより明確に示していこうと考えている。ただし、これは、必ずしも企業に会計方針の変更を強いるものではない。
- IASB スタッフは、グローバルな品質管理部門からのものに限定してはいるが、監査事務所からの質問への対応等も行っている。  
また、大手監査事務所のパネリストからは、次のようなコメントが示された。
- 大手監査事務所では、各国でIFRSが統合的に解釈されるよう、グローバルのIFRSデスクが統括しつつ、各国のIFRSデスクと毎週電話会議を開催したり、数か月ごとに対面で会議を開催している。
- 特定国の取引は他の国でもほとんどの場合存在しており、一国に特有の論点というのは極めて稀にしかないと考えている。
- 監査事務所間で共通の見解を形成すべく、6つの大手監査事務所間で定期的に協議している。

## 5 パネル3「グローバルに受け入れられた会計基準としてのIFRSの妥当性」

司会：IFRS財団 Jeffrey Lucy トラスティー

パネリスト：マレーシア UEM グループ (Dato' Izzaddin Idris グループマネージングディレクター)、富士通(株)(湯浅IFRS推進室長)、香港公認会計士協会 (Clement Chan 財務報告基準委員会委員長)、IASB (Wei-Guo Zhang 理事)

IFRSの課題について、パネル・ディスカッションが行われた。パネリストからは、次のようなコメントが示された。

- IFRSの内容に関して、開発費の資産計上、のれんの非償却、退職給付の数理計算上の差異部分のノンリサイクリング、非上場株式の公正価値測定等について、多くの日本企業から懸念が示されている。
- 香港の会計基準設定主体からは、概念フレームワークの改善(OCIの定義を含む)、基準等の承認において必要な賛成票数の増加、開示フレームワークの見直しについて取り組むよう提案している。また、リース会計基準を含め、既存の基準の大幅な改訂は、概念フレームワークが十分に審議され、最終化された後にすべきではないか。

## 6 パネル4「IFRSへの移行」

司会：カナダ会計基準審議会 Tricia O'Malley シニア・アドバイザー

パネリスト：IFRS財団 (Michael Wells 教育担当ディレクター)、韓国国民大学 (Chungwoo Suh 教授：2012年7月からIASB理事就任予定)、韓国KB金融グループ (JongKyoo Yoon 最高財務執行者)、マレーシアホンリョン銀行 (Low Yee Huap 研究主任)

IFRSへの移行に向けた作成者、教育者、マスコミ関係者による経験について、上記メンバーによるパネル・ディスカッションが行われた。IFRS財団 Wells ディレクターからは、フレームワークをベースとした教育方法が有用と考えている旨、研修講師向けのワークショップや教育文書の提供等を行っている旨が説明された。また、Suh教授からは、韓国における経験として、大都市以外の地域における研修の機会や人材の不足等が課題として挙げられていた。

## 7 パネル5「報告企業の区分」

司会：マレーシア会計基準委員会 Mohamad Faiz Azmi 委員長

パネリスト：ニュージーランド (NZ) 外部報告委員会 (Tony Dale 委員長)、香港財務報告委員会 (Clement Chan 委員長)、インドネシア財務会計基準委員会 (Rosita Uli Sinaga 委員長)

IFRSの導入に伴い、どのように報告企業を区分しているかについて、上記メンバーによるパネル・ディスカッションが行われた。Dale委員長からは、2007年以降3区分とされていたNZにおける報告企業の区分について、2011年以降、公的説明責任がある企業にはNZ版のIFRS、それ以外の財務諸表作成義務を有する企業には開示を一部省略したNZ版IFRSを適用する2区分となっているとの説明がされた。

また、Chan委員長からは、香港では、IFRSをベースとしたHKFRS、中小企業向けIFRSをベースとした非公開会社向けHKFRS、独自に開発したHKICPA SME-FRF & FRSの3区分が存在しているとの説明がされた。

続いて、Sinaga委員長からは、インドネシアでは、IFRSをベースにしたFRS(上場企業等の1,500社程度が適用)、ETAP(公的説明

責任が高くない企業 5,300 万社が適用)、シェア  
リア・ベースの FRS (34 社程度が適用)、非営  
利法人の基準 (2 万 5,000 社程度が適用) が存  
在している旨の他、ETAP は IFRS をベースに  
した FRS と比較すると相当簡略化されている  
が、それでも複雑という見解が多く、新たな区  
分を追加的に設けることが検討されているとい  
う旨の説明がされた。

## 8 その他

上記の他、「XBRL への移行」及び「IFRS  
の開発と監査への影響」に関する比較的小規模  
なパネル・ディスカッションが行われた。ま  
た、今回のフォーラムにおける議論を取りまと  
めたコミュニケについて確認された<sup>4</sup>。次回の  
会合は、2013 年に香港で開催される予定であ  
る。

---

4 コミュニケは、ASBJ のウェブサイトに掲載  
([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_e/international\\_activities/conference\\_120326.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/conference_120326.pdf))。